

「スーパー・コンピューター導入手続」の一部改正について

平成 11 年 4 月 26 日
アクション・プログラム実行推進委員会

第 29 回アクション・プログラム実行推進委員会決定

我が国政府は、「スーパー・コンピューター導入手続」(平成 7 年 3 月 27 日第 24 回アクション・プログラム実行推進委員会最終改正) を別紙のとおり一部改正する旨決定する。

別紙

「スーパーコンピューター導入手続」の一部改正

1. 「5 G F L O P S以上」を「50 G F L O P S以上」に改正する。

2. 上記1. の改正は、平成11年5月1日より実施する。